

役職名	氏名	住居	所	備考
				その者が属する地方公共団体の職名(職名がない者は、その職業)は、その職業)

2 事務所所在地

名称等	名	茶	所	在	地	備考
区分						
主たる事務所						
その他の事務所						

3 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称

様式第6号

職員団体の解散 年月日

鳥取県人事委員会委員長 殿
登録番号
職員団体の名称

昭和四十二年九月十五日第三〇三〇号鳥取県告示

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定額一冊一月三百円(送料を含む)】

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日またはその翌日)

目次

- ◆規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◆告示 森林法の規定による通知の相手方の所在が不明による計量器定期検査
- ◆告示 土地区画整理法の規定による土地の立入り
- ◆告示 道路の区域の変更
- ◆告示 道路の供用の開始
- ◆告示 車両の駐車を禁止する期間、場所等
- ◆告示 調理士試験の実施
- ◆告示 二級建築士試験の合格者

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年九月九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十八号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

代表者の役職名、氏名
当職員団体の、年月日付で解散したので、職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年九月六日 鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十五号

職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則(昭和二十七年六月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

制定文を削る。

第一条中「この規則は、」の下に「職員団体の登録に関する条例(昭和四十一年八月鳥取県条例第二十四号)第六条の規定に基づき、」を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

附則

別表一第一号中「五百円」を「千円」に改め、同表第四号中「二万円」を「二万円」に改め、同表第五号中「七千円」を「一万四千円」に改め、同表第六号中「三千円」を「六千円」に改め、同表第二十一号及び第二十八号中「五百円」を「千円」に改め、同表第三十号中「千円」を「二千円」に改め、同表第三十五号中「五百円」を「千円」に改め、同表第三十八号の二中「千円」を「二千円」に改め、同表第三十九号中「三千円」を「六千円」に改め、同表第四十号中「五百円」を「千円」に改め、同表第七十二号中「三十円」を「六十円」に改め、同表第八十一号を次のように改める。

八十一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道 千円
 整復師の試験手数料

別表一の第八十二号中「あん摩師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改め、同表第八十三号及び第八十四号中「あん摩師免許証」を「あん摩マッサージ指圧師免許証」に改め、同表第八十八号中「二千五百円」を「五千円」に改め、同表第八十九号中「七百元」を「千四百円」に改め、同表第九十号中「五百円」を「千円」に改め、同表第九十七号を次のように改める。

九十七 歯科衛生士試験手数料 二千円
 別表一の第九十三号中「千五百円」を「三千円」に改め、同表第九十四号中「五百円」を「千円」に改め、同表第九十五号中「一本につき五銭」を「一本につき一円」に改め、同表第九十六号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第九十九号及び第一百八十号を次のように改める。

百七十九 船籍票交付手数料
 都道府県知事が船舶の検査を行なう場合 一隻につき 三千六百元

行政官庁が船舶の検査を行なう場合

一隻につき 六百元

百八十 船籍票記載事項変更手数料

都道府県知事が船舶の検査を行なう場合であつて
総トン数又は純トン数の変更に係る場合

一隻につき 二千三百円

行政官庁が船舶の検査を行なう場合

一隻につき 三百円

その他の場合

一隻につき 三百円

別表一第百八十六号中

「全部の積量の測度又は測度甲板下全部の積量の

測度を行なう場合 動力漁船 一隻につき 千円を

無動力漁船 一隻につき 七百元

「全部の積量の測度又は測度甲板下全部の積量の

測度を行なう場合 一隻につき 二千円

に改め、同表第百八十九号から第百九十二号まで中「三千円」を「六千円」

に改め、同表中第百九十三号を次のように改める。

百九十三 仮設建築物建築許可申請手数料道路内における

建築許可申請手数料

三十平方メートル以内のもの 二百円

三十平方メートルをこえ六十平方メートル

以内のもの 五百円

六十平方メートルをこえ百平方メートル以

内のもの 千円

百平方メートルをこえ二百平方メートル以

内のもの 二千円

二百平方メートルをこえ五百平方メートル

以内のもの 三千円

五百平方メートルをこえ千平方メートル以

内のもの 五千円

千平方メートルをこえるもの 六千円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定に基づき
保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林に
ついては、その森林所有者の所在が不明であり、同法第三十条の規定に
よる当該通知の内容を通知することができないので同法第百八十九条の規
定によりその内容を若桜町役場に掲示したから同法同条の規定により告示
する。

昭和四十一年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の指定予定森林の所在場所並びに当該森林所有者の住所及び氏

名

名	所在場所	森林所有者
那 町	大字 字 地	番分明である最後の住所氏 名
八頭	若桜 中原 瀬ノ上 一〇五〇	大阪市港区南市岡町 山根莊太郎

鳥取県告示第百六十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第百四十条の規定に、基づき、
米子市及び境港市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第百
四十三条の規定により告示する。

昭和四十一年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日	検査区域	検査場所
十月 十七日	境港市	境 公民館
" 十八日	"	"
" 十九日	"	"
" 二十日	"	外江
" 二十一日	"	渡
" 二十四日	"	中浜
" 二十五日	"	余子
" 二十六日	"	上道
" 二十七日	"	境
十一月 七日	米子市	計量器所在場所
" 八日	"	"
" 九日	"	"
" 十日	"	"

" 十一日	"	"
" 十四日	"	"
" 十五日	"	ほうしよう園
" 十六日	"	"
" 十七日	"	"
" 二十一日	午前十時から 午後三時まで	計量器所在場所 明道小学校

鳥取県告示第百六十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十二条第一項の規
定に基づき、次のとおり土地の立入りを行なうので、同法同条第二項た
し書の規定により告示する。

昭和四十一年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 事業の名称 米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業
- 二 施行者 米子市
- 三 立入りの目的 土地区画整理事業施行準備の基礎調査(現形測量、家
屋調査等)のため
- 四 立ち入ろうとする土地の区域 米子市明治町、万能町、日野町、久米
町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、東
町、茶町、塩野及び末広町
- 五 立ち入ろうとする期間 昭和四十一年九月 十三日から
昭和四十二年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百六十三号
建設省中国地方建設局長が道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十
八条第一項、第二十七条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路
の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示
する。

その関係図面は、昭和四十一年九月九日から二週間鳥取県土木部道路課
及び建設省鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。
昭和四十一年九月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	
			前後別	敷地の幅員 メートル
一般国道 三五 号十		八頭郡智頭町大字慶所字平田流三五の五から 同郡同町大字三吉字東河原六二一の八まで 同郡同町大字同字同から 同郡同町大字同字同から 同郡同町大字同字同から 同郡同町大字三吉字サギノス四六〇まで 同郡同町大字埴師字埴田河原五三の三から 同郡同町大字同字上埴田三五の七まで 同郡同町大字同字同から 同郡同町大字埴師字埴田一八の三まで 八頭郡用瀬町大字古用瀬字高垣八六の四から 同郡同町大字同字中川原四四九の二まで 同郡同町大字同字同から 同郡同町大字用瀬字下河原五二九の三の地先まで 同郡同町大字同字同から 同郡同町大字同字同五三三の三まで	変更前	四・五・六・三
			変更後	一一・三・一四・七
			変更前	三・八・六・〇
			変更後	一〇・一八・一四・六・〇
			変更前	四・六・九・六
			変更後	一三・二・四・四・二
			変更前	三・八・四・五
			変更後	一〇・三・八・一四・四・五
			変更前	四・八・五・二
			変更後	一一・〇・一五・五
			変更前	八・〇・一・二・〇
			変更後	四・〇・一・二・〇
			変更前	四・五・九・〇
			変更後	一・四・五・〇
			変更前	一・四・五・九・〇
変更後	一・四・五・九・〇			
変更前	一・四・五・九・〇			
変更後	一・四・五・九・〇			
変更前	一・四・五・九・〇			
変更後	一・四・五・九・〇			
変更前	一・四・五・九・〇			
変更後	一・四・五・九・〇			
変更前	一・四・五・九・〇			
変更後	一・四・五・九・〇			

鳥取県告示第四百六十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、
次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、昭和四十一年九月九日から二週間鳥取県土木部道路課

及び建設省鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。
昭和四十一年九月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三五 号十		八頭郡智頭町大字慶所字平田流三五の五から 同郡同町大字三吉字サギノス四六〇まで	昭和四十一年九月九日
		同郡同町大字埴師字埴田河原五三の三から 同郡同町大字同字埴田一八の三まで	"
		同郡用瀬町大字用瀬字随ノ口四六八の二から 同郡同町大字同字下河原五三三の三まで	昭和四十一年十月一日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四十五条第一項第六号の規
定に基づき、次のとおり車両の駐車を禁止する。
昭和四十一年九月九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵
1 車両の駐車を禁止する期間、場所等

期 間	場 所	対 象	理 由
昭和四十一年九月十日から 昭和四十一年九月二十日ま	市道火災復興五号線、市道火災復興二〇号 線、市道火災復興八号線、市道火災復興 七号線、市道火災復興六号線、市道火災復興 五号線、市道火災復興四号線、市道火災復興 三号線、市道火災復興二号線、市道火災復興 一号線、市道火災復興零号線、市道火災復興 外四〇六番地一丁目一から同市古市字土手 ノ外四〇六番地一丁目一までの間	八千代橋改修工 事のため同橋 の車両通行止 むに伴う回送と 除く。	

2 駐車禁止に対する特例

- 一 緊急自動車
- 二 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中のもの
- 三 清掃法(昭和二十九年法律第七十一号)に基づく汚物収集のため使
用中のもの
- 四 急患に対する医師の往診のため使用中のもの
- 五 犯罪捜査、交通事故捜査又は検証、実況見分等警察(検察)活動の
ため使用中のもの
- 六 道路信号機、道路標識等の設置又は管理のため使用中のもの

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する試験を次の要領により実施する。

昭和41年9月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を終了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

2 試験の日時

昭和41年10月16日（日曜日）

3 試験の場所

- 鳥取、郡家、浜村保健所管内受験者
鳥取市東町1丁目 自治会館
- 倉吉保健所管内受験者
倉吉市堺町2丁目 鳥取県立倉吉高等学校
- 米子、根雨保健所管内受験者

米子市錦町2丁目 鳥取県立米子西高等学校

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学
- (4) 食品学
- (5) 食品衛生学
- (6) 調理理論

5 受験手続

- (1) 提出書類及び提出先

受験願書に、次に掲げる書類を添えて住所地に管轄する保健所に提出すること。

ア 履歴書（特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。）

イ 受験資格を有することを証する書類

ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類

エ 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像の名称形のもので、その裏面に住所、氏名及び年月日を記載すること。）

(2) 提出期間

昭和41年9月16日から昭和41年9月30日まで。ただし、郵送の場合は、提出期間内の消印のあるものに限る有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1000円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書

- にはりつけ、消印しないこと。
- 7 携行品 筆記用具
- 8 その他
- (1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。
- (2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示することともに、合格者に合格証書を交付する。

昭和41年7月23日及び24日に実施した2級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和41年9月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

湯本 優	中島 宏和	川口 義幸	山下 貞明	大丸 輝和
高塚 勝	伊藤 勝正	村上 勝明	井津端 将	勝栄
尾高 昭徳	安部 佳純	山田 昇	高多 勝美	山崎 和信
花崎 勝	金梨 正敏	横山 春利	安達 哲也	福山 清晴
田中 二郎	坂口 隆	北出 肇	山根 勇治	佐藤 和
木下 義臣	河津 博之	岸 孝照	村中 達男	木村 妙二
羽淵 宏則	吉岡 廣子	今田 泰暢	柴垣 信司	安藤 司朗
山下 福光	伊藤 忠公	谷口 正機	玉木 博臣	出井 清六